

◇ 7 市道路面管理及び除草業務委託 仕様書 ◇

令和 7 年

都市整備部 道路整備課

- 1 施工場所 神栖市内の市道及び地内道路とする。（私道は除く）
- 2 施工範囲 道路境界より民地へ幅員0.5m程度とする。
通学路及び交差点に関しては、道路境界より民地側へ1m程度とする。
(歩行者、通行車両等に影響しない範囲)
中央分離帯、植樹帯等は全面とする。
(寄植刈込は高さ0.50m以下に揃える)
幹線道路、公共施設の周辺、交差点を優先すること。
(6・7工区は遊歩道を年2回)
- 3 除草時期 年2回とし、1回目は6～7月、2回目は9～10月とする。
- 4 路面清掃 年1回とし、工期内であれば時期は問わない。（5工区は年2回）
幹線道路、公共施設の周辺を優先すること。
- 5 刈草処分 処分については、原則、産業廃棄物処分業の許可を受けた施設への搬出とする。
- 6 処分証明 処理施設の搬入状況写真と伝票等（マニュフェストのコピー等）を報告書に添付する。
- 7 着手前の提出書類（1回目・2回目とも）
着手前には、作業予定路線図（市道路線図にマーキングしたもの）を1部提出すること。
- 8 報告書 位置図として作業路線を着色する。（除草は赤、路面清掃は青）
数量計算書を作成する。（出来高数量総括表を頭につける）
(路線名、延長、幅員、面積、設計値増減比較)
写真管理は、1路線毎に着手前、作業中、完了を1組とする。

裏面に続く

1路線の延長が1kmを超えるような長い場合は、2組程度とする。

- 9 中間検査 1回目除草完了後に1回目除草施工図を提出し、市の中間検査を受ける。（9月頃）
- 10 完了検査 2回目除草完了後に完了報告書を提出し、市の完了検査を受ける。（11月頃）
- 11 安全管理 作業中は、歩行者、通行車両、家屋等に飛び石その他危険がないよう十分注意すること。
作業者は、防護メガネを必ず着用すること。
作業区間には、作業中、矢印等の看板を設置し、かつ、保安要員を配置して安全確保に努めること。
- 12 その他の 刈草及び清掃残土は道路上に放置せず、すみやかに片付けること。
作業中に行行政区、一般市民から予定路線以外の要望があった場合、市へ連絡し対応を協議する。
除草範囲内の空き缶等のゴミについては、残さず収集し、処分施設等へ搬出する。その際、施設等の伝票を受け取り、報告書に添付する。
また、家電ゴミ、粗大ゴミ、コンクリートがら等がある場合は、市へ連絡し協議する。
その他、異議が生じた場合には、市と協議するものとする。

※リサイクルマークへ搬出する際、事前に受け入れ是非を確認し、分別のうえ搬出すること。